

四日市市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 6 8 号

四日市市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

四日市市食品衛生法施行細則（平成 2 0 年四日市市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 2 9 号。以下「令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 2 6 年厚生省令第 5 2 号。以下「省令」という。）、食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号。以下「規格基準」という。）<u>及び三重県食品衛生法施行条例</u>（平成 1 2 年三重県条例第 8 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(と畜検査員等)</p> <p>第 2 条 <u>法第 1 0 条</u>第 1 項ただし書の当該職員は、獣畜に係るものにあつてはと畜場法（昭和 2 8 年法律第 1 1 4 号）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 2 9 号。以下「令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 2 6 年厚生省令第 5 2 号。以下「省令」という。）、食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号。以下「規格基準」という。）、<u>食品衛生の措置基準等に関する条例</u>（平成 1 2 年三重県条例第 8 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(と畜検査員等)</p> <p>第 2 条 <u>法第 9 条</u>第 1 項ただし書の当該職員は、獣畜に係るものにあつてはと畜場法（昭和 2 8 年法律第 1 1 4 号）</p>

第19条第1項のと畜検査員、家きんに係るものにあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第49条の食鳥検査員とする。

（営業許可の申請等）

第5条 （略）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定による届出は、営業届（第5号様式）によるものとする。

（営業許可申請事項の変更の届出）

第6条 施行規則第71条の規定による届出は、届出書（第6号様式）によるものとする。

（廃業の届出）

第7条 法第52条第1項に規定する営業の許可を受けた者が、当該営業を廃止したときは、届出書（第6号様式）により許可書を添えて届け出るものとする。

2及び3 （略）

（許可営業者の地位承継の届出）

第8条 施行規則第68条第1項に規定する届出は、承継届出書（第7号様式）によるものとする。

2 施行規則第69条第1項に規定する届出は、承継届出書（第8号様式）によ

第19条第1項のと畜検査員、家きんに係るものにあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第49条の食鳥検査員とする。

（営業許可の申請）

第5条 （略）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定による届出は、営業届（第5号様式）によるものとする。

（営業許可申請事項の変更の届出）

第6条 施行規則第71条の規定による届出は、届出書（第5号様式）によるものとする。

（廃業の届出）

第7条 法第52条第1項に規定する営業の許可を受けた者が、当該営業を廃止したときは、届出書（第5号様式）により許可書を添えて届け出るものとする。

2及び3 （略）

（許可営業者の地位承継の届出）

第8条 施行規則第68条第1項に規定する届出は、承継届出書（第6号様式）によるものとする。

2 施行規則第69条第1項に規定する届出は、承継届出書（第7号様式）によ

るものとする。

- 3 施行規則第70条に規定する届出は、承継届出書（第9号様式）によるものとする。

（食品衛生責任者の設置等の届出）

第10条 営業者（法第50条第3項に規定する営業者をいう。以下同じ。）は、条例別表第1の第1の8に規定する食品衛生責任者を設置したとき又は変更したときは、届出書（第6号様式）により保健所長に届け出なければならない。

2 （略）

るものとする。

- 3 施行規則第70条に規定する届出は、承継届出書（第8号様式）によるものとする。

（食品衛生責任者の設置等の届出）

第10条 営業者（法第50条第3項に規定する営業者をいう。以下同じ。）は、条例別表第1の第1の8に規定する食品衛生責任者を設置したとき又は変更したときは、届出書（第9号様式）により保健所長に届け出なければならない。

2 （略）

第4号様式から第9号様式までを次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

営業許可申請書（新規・更新）

年 月 日

四日市市保健所長

〒 _____
 住 所 _____
 TEL _____
 氏 名 _____
 _____年 月 日生
 （法人にあつては、主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名）

食品衛生法第52条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業所の所在地		TEL	
営業所の名称等			
営業設備の概要		別紙のとおり	
許可番号及びその年月日		営業の種類	備考
1			
2			
3			
4			
5			
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。		
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。		

- 注意
- 1 申請者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
 - 2 許可番号等の欄は、更新の許可の場合のみ現に受けている許可の番号及びその年月日を記載すること。
 - 3 申請者の欠格事項の欄は、法人にあつてはその業務を行う役員を含むものとし、当該事項がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。
 - 4 営業所の名称等の欄は、新規許可の場合のみ記載すること。
 - 5 営業設備の概要には、付近の見取図、営業施設の平面図及び製造方法の概要（製造業のみ）を含む。ただし、営業者から営業を譲り受けた者が営業設備の概要に変更がない場合において、当該書類を省略する場合は、備考欄にその旨を記載し、当該営業を譲り受けたことを証する書類を提示すること。
 - 6 水道水以外の水を使用する場合にあつては使用水の試験成績書を提示すること。
 - 7 更新許可にあつては現に有する許可書を提示すること。

殿

営業届

食品衛生法（第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生	
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に 応じた 情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		
備考	※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）		

第6号様式（第6条、第7条、第10条関係）

年 月 日

四日市市保健所長

〒

住 所

TEL

(フリガナ)
氏 名

年 月 日生

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

届 出 書

次のとおり届け出ます。

営業所の所在地		TEL	
(フリガナ) 営業所の名称等			
許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
1	第 号年月日		
2	第 号年月日		
3	第 号年月日		
4	第 号年月日		
5	第 号年月日		

届出内容を裏面に記載してください。

裏面

(届 出 内 容)

1 変 更 届	変更年月日	
	変更事項	住所、氏名、営業所の名称、屋号、施設
	変更前	
	変更後	
2 廃 業 届	廃業年月日	
3 食 品 衛 生 責 任 者 設 置・変 更 届 設置届は、 ①の欄に記載 変更届は、 ①及び②の欄に記載	① 食品衛生責任者氏名	生年月日 年 月 日生
	資格種類	調理師・製菓衛生師・養成講習修了・その他 ()
	資格番号	資格取得年月日 第 号 年 月 日
	② 変更前食品衛生責任者氏名	
備 考		
	内 容 確 認 済 食 品 衛 生 監 視 員	印

(注意)

- (1) 届出者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
- (2) 字はインク等を使い、楷書ではっきりと記載すること。
- (3) 廃業届には、許可書又は届済証を添付すること。
- (4) 住所又は氏名変更届は、変更事項を明らかにする書類を提示すること。
- (5) 営業施設の変更の場合は、平面図を添付し、変更部分を朱筆すること。
- (6) 食品衛生責任者設置・変更届は、資格を証する書類を提示すること。

第7号様式（第8条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

四日市市保健所長

〒
住 所

TEL

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄

食品衛生法第53条第2項の規定により、次のとおり承継の届出をします。

被相続人	住 所		
	氏 名		
相続開始の年月日			
営業所所在地			
営業の種類			
許 可 番 号		許可年月日	

添付書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

注意 届出者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

第8号様式（第8条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

四日市市保健所長

〒

主たる事務
所の所在地

TEL

届出者名称
代表者氏名

食品衛生法第53条第2項の規定により、次のとおり承継の届出をします。

合併により消滅 した法人	名 称			
	主たる事務 所の所在地			
	代表者氏名			
合 併 の 年 月 日				
営 業 所 所 在 地				
営 業 の 種 類				
許 可 番 号		許可年月日		

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

注意

届出者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

第9号様式（第8条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

四日市市保健所長

〒

主たる事務
所の所在地

TEL

届出者名称
代表者氏名

食品衛生法第53条第2項の規定により、次のとおり承継の届出をします。

分割前の 法人	名 称			
	主たる事務 所の所在地			
	代表者氏名			
分割の年月日				
営業所所在地				
営業の種類				
許 可 番 号			許可年月日	

添付書類

分割により許可営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書

注意

届出者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の四日市市食品衛生法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

(健康福祉部衛生指導課)